

函館市訓令第 2 号

所 中 一 般  
関 係 各 所

函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成元年函館市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

函館市長 大 泉 潤

第 1 7 条第 2 項および第 2 4 条第 1 項中「担当部長」を「危機管理監，担当部長」に改める。

附 則

この訓令は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。